

国の動向について

新子育て安心プランの概要

令和2年12月公表

○ 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

- ・第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25～44歳)の就業率の上昇に対応。

(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成25年度

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

平成30年度

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

令和3年度

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

令和6年度末

○ 新子育て安心プランにおける支援のポイント

① 地域の特性に応じた支援

○ 保育ニーズが増加している地域への支援

(例)

- ・新子育て安心プランに参加する自治体への整備費等の補助率の髙上げ

○ マッチングの促進が必要な地域への支援

(例)

- ・保育コンシェルジュによる相談支援の拡充

(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする)

- ・巡回バス等による送迎に対する支援の拡充
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)

○ 人口減少地域の保育の在り方の検討

② 魅力向上を通じた保育士の確保

(例)

- ・保育補助者の活躍促進 (「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)

- ・短時間勤務の保育士の活躍促進

(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)

- ・保育士・保育所支援センターの機能強化

(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

③ 地域のあらゆる子育て資源の活用

(例)

- ・幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育 (施設改修等の補助を新設) や小規模保育 (待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化 (3人増し→6人増しまで可とする)) の推進

- ・ハビリーシッターの利用料助成の非課税化 [令和3年度税制改正で対応]

- ・企業主導型ハビリーシッターの利用補助の拡充 (1日1枚→1日2枚)

- ・育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設

令和4年度内閣府予算概算要求の主要施策（子ども・子育て関係）

子ども・子育て支援新制度の推進（一部社会保障の充実）

【令和3年度予算額】

3兆2,052億円 → 3兆1,863億円＋事項要求（年金特別会計）

【令和4年度概算要求額】

子ども・子育て支援新制度の推進による幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援の充実、幼児教育・保育の無償化、「新子育て安心プラン」に基づく保育所等の受入児童数の拡大、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け皿整備などにより、子どもを産み育てやすい環境を整備する。

◆教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実） 1兆7,163億円（1兆7,163億円）

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿を整備するとともに、引き続き、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

① 子どものための教育・保育給付等 1兆5,299億円（1兆5,299億円）

- 子どものための教育・保育給付交付金
 - ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費） 1兆3,932億円＋事項要求（1兆3,932億円）
 - ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）
- 子どものための教育・保育給付費補助金 69億円＋事項要求（69億円）

認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設や認定こども園への移行を希望して長時間の預かり保育を行う幼稚園に対し、特定教育・保育施設への移行を前提として運営に要する費用について財政支援を行う。
- 子育てのための施設等利用給付交付金 1,298億円＋事項要求（1,298億円）

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どものための教育・保育給付の対象とならない幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用した際に要する費用を支給する。

② 地域子ども・子育て支援事業

1, 864億円+事項要求(1, 864億円)

- 子ども・子育て支援交付金
市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。
 - ・利用者支援事業 ・延長保育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業
 - ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 子ども・子育て支援整備交付金
放課後児童クラブ及び病児保育施設への施設整備等を支援する。

191億円(191億円)

【主な事項要求】

◇社会保障の充実

令和4年度に実施する「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費について確保する（消費税引上げ以外の財源も含む）。

◇新しい経済政策パッケージ等の実施

- ・ 幼児教育・保育の無償化
 - 3歳から5歳までの子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設等の費用の無償化について引き続き実施する。
- ・ 保育士の処遇改善

◆企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

1, 939億円※(1, 939億円)

仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

※事業の進捗状況等を踏まえながら、予算編成過程で検討。

① 企業主導型保育事業

1, 929億円(1, 929億円)

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

② 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

7. 8億円(7. 8億円)

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

③中小企業子ども・子育て支援環境整備事業

2.0億円(2.0億円)

「新子育て安心プラン」に基づき、中小企業への支援策として、くるみん認定を活用し、育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業に対する支援を行う。

◆児童手当の支給

1兆2,761億円(1兆2,949億円)

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。なお、令和3年通常国会において成立した子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律(令和3年法律第50号)に基づき、高所得者の主たる生計維持者(年収1,200万円以上の者(子ども2人と年収103万円以下の配偶者の場合))を特例給付の対象外とし、令和4年10月支給分から適用することとしている。

令和4年度 保育関係予算概算要求の概要

(令和4年度概算要求額)

(前年度予算額)

1, 047億円+事項要求(※1) (947億円) 【厚生労働省予算】
1兆9, 102億円+事項要求(※2) (1兆9, 102億円) 【内閣府予算】

《保育関係予算概算要求の主な内容》

- 1 保育の受け皿整備 (P2以降参照) (令和4年度概算要求額) (前年度予算額)
621億円+事項要求(※1) (602億円)
○ 「新子育て安心プラン」に基づき、補助率の高上げ(1/2→2/3)等による保育所等の整備を推進。
○ 新型コロナウイルス感染症対策として実施する修繕(トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等)に必要な経費を支援。
- 2 保育人材確保のための総合的な対策 (P3以降参照) 274億円+事項要求(※1) (191億円)
○ 指定保育士養成施設に通う学生の修学資金の貸付原資を積み増し。
○ 多言語対応を行う支援員を市町村に配置して、必要な保育所に派遣するための経費を支援。
○ 保育士宿舍借り上げ支援事業について、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、対象期間の段階的な見直し等について、令和3年度に引き続き検討。
○ 保育支援者を活用し、保育士の業務負担を軽減する事業について、各施設において、計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう、補助要件を見直し。
○ 保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入等を支援。
- 3 多様な保育の充実 (P10以降参照) 109億円+事項要求(※1) (110億円)
○ 保育所等における医療的ケア児等の受入体制の整備に向けて、補助率を引き上げ(1/2→2/3)。
○ 老朽化した備品や設備の更新及び改修等に必要経費を補助するとともに、1施設1回限りとされている要件を撤廃。
○ 保育所等における感染対策に伴うかかり増し経費、マスク等の衛生用品や備品購入等に必要経費を支援。

- 4 認可外保育施設の質の確保・向上 (P15以降参照) 20億円 (20億円)
○ 認可外保育施設の指導監督基準への適合を促進するため、「巡回支援指導員」の配置に要する費用の補助率引き上げ(1/2→2/3)や、利用児童の健康診断に必要な経費を補助するなど、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。
- 5 子ども・子育て支援新制度の推進 (P17以降参照) 1兆9, 120億円+事項要求(※2) (1兆9, 120億円)
○ すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、保育士の処遇改善、幼児教育・保育の無償化、企業主導型の事業所内保育への支援等を引き続き実施する。

(※1) 新型コロナウイルス感染症への対応に必要な経費については、予算編成過程で検討

(※2) 令和4年度に実施する「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費(消費税引上げ以外の財源も含む)等については、予算編成過程で検討

(令和3年度予算：402億円 → 令和4年度概算要求：469億円+事項要求)

【事業内容】

- 総合的な保育人材確保策を講じることにより、保育の受け皿整備に必要となる保育人材の確保を図る。
- 地方自治体の待機児童解消に向けた取組を支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- 障害児の受入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

【対象事業】

I 保育人材確保対策

- ①保育士・保育所支援センター設置運営事業
- ②保育士資格取得支援事業
- ③保育士宿舍借り上げ支援事業
- ④保育体制強化事業【運用改善】
- ⑤保育士養成施設に対する就職促進支援事業
- ⑥保育士試験追加実施支援事業
- ⑦保育補助者雇上強化事業
- ⑧若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業【拡充】
- ⑨保育人材等就職・交流支援事業
- ⑩保育士修学資金貸付等事業【新規・事項要求】
- ⑪保育所等におけるICT化推進事業【新規】
- ⑫保育士・保育の現場の魅力発信事業

II 小規模保育等の改修等

- ①賃貸物件の活用による保育所改修費等支援事業
- ②小規模保育改修費等支援事業
- ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
- ④認可化移行改修費等支援事業
- ⑤家庭的保育改修費等支援事業
- ⑥認可外保育施設改修費等支援事業
- ⑦都市部における保育所等への賃借料等支援事業

III その他事業

- ①民有地マッチング事業
- ②認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業
- ③広域的保育所等利用事業
- ④認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑤保育環境改善等事業【拡充・運用改善】
- ⑥保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援
(保育環境改善等事業)【新規・事項要求】
- ⑦家庭支援推進保育事業
- ⑧保育所等における要支援児童等対応推進事業
- ⑨3歳児受入れ等連携支援事業
- ⑩保育利用支援事業(予約制)
- ⑪医療的ケア児保育支援事業【拡充】
- ⑫保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業
- ⑬放課後居場所緊急対策事業
- ⑭小規模多機能・放課後児童支援事業
- ⑮新たな待機児童対策提案型事業
- ⑯待機児童対策協議会推進事業

保育士修学資金貸付等事業

(令和4年度概算要求：事項要求（保育対策総合支援事業費補助金））

【事業内容】

保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実に新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

【実施主体】 都道府県・指定都市

【補助割合】 国：9／10、都道府県・指定都市：1／10

【貸付事業のメニュー】

<p>1. 保育士修学資金貸付</p>	<p>○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け</p> <p>○ 卒業後、5年間の実務従事により返還を免除</p>	<p>○ 貸付額（上限）</p> <p>ア 学 費 5万円（月額）</p> <p>イ 入学準備金 20万円（初回に限る）</p> <p>ウ 就職準備金 20万円（最終回に限る）</p> <p>エ 生活費加算 4～5万円程度（月額）</p> <p>※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る</p> <p>※貸付期間：最長2年間</p>
<p>2. 保育補助者雇上支援</p>	<p>○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減</p> <p>○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付</p> <p>○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除</p>	<p>○ 保育補助者雇上費貸付額（上限）295.3万円（年額）</p> <p>※貸付期間：最長3年間</p> <p>○ 保育補助者（短時間勤務）雇上費貸付額（上限）221.5万円（年額）</p> <p>※貸付期間：最長3年間</p>
<p>3. 未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援</p>	<p>○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進</p> <p>○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除</p>	<p>○ 貸付額（上限） 5.4万円の半額（月額）</p> <p>※貸付期間：1年間</p>
<p>4. 潜在保育士の再就職支援</p>	<p>○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進</p> <p>○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除</p>	<p>○ 貸付額（上限） 就職準備金 40万円</p>
<p>5. 未就学児を持ち保育士の子どもの預かり支援</p>	<p>○ 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間（早朝又は夜間）により、自身の子どもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援</p> <p>○ 2年間の勤務により返還を免除</p>	<p>○ 貸付額（上限） 事業利用料金の半額</p> <p>※貸付期間：2年間</p>

保育環境改善等事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度概算要求：469億円の内数)

【趣 旨】 保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要となる費用の一部について支援する。

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者

【対象事業】 「《運用改善》」1施設1回限りとされている要件を撤廃

1. 基本改善事業（改修等）

①保育所等設置促進等事業

保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業

②病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業

病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な改修等を行う事業

2. 環境改善事業（設備整備等）

①障害児受入促進事業

既存の保育所等において、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う事業

②分園推進事業

保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業

③熱中症対策事業

熱中症対策として、保育所等に冷房設備を新規設置するための改修等を行う事業

④安全対策事業

安全対策として、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の備品の購入等を行う事業

⑤病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業

病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

⑥緊急一時預かり推進事業

緊急一時預かりを実施するために必要な設備の整備等を行う事業

⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業

放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを閉所している時間帯等に一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

⑧保育環境向上等事業《新規》

保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を行う事業

【補助基準額】

1. 基本改善事業 1事業当たり 7,200千円
2. 環境改善事業 (①～③、⑤、⑧) 1事業当たり 1,029千円
(④) 1施設当たり 500千円以内
(⑥、⑦) 1施設当たり 32,000千円

【補助割合】

②④の事業 国:1/2、都道府県・市区町村:1/4、事業者:1/4 ②⑥⑦の事業 国:1/2、市区町村:1/2
それ以外の事業 国:1/3、都道府県:1/3、市区町村:1/3 又は 国:1/3、指定都市・中核市:2/3

保育所等におけるマスク購入等の感染拡大防止対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

(令和4年度概算要求：事項要求(保育対策総合支援事業費補助金))

【概要】

保育所等において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、令和2年度に引き続き、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していただくために必要な経費のほか、衛生用品等の購入や消毒に必要な経費を補助する。

【実施主体】

都道府県又は市区町村(以下「市区町村等」という。)、市区町村等が認めたる者

【事業内容】

①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していただくために必要な経費(かかり増し経費、研修受講)

(「かかり増し経費」の具体的な内容)

- 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、**通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など**、法人(施設)の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金

※手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。

- 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援

※物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

②保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等

【対象施設等】保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設

【補助割合】

国：1/2、市区町村等：1/2

医療的ケア児保育支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数 → 令和4年度概算要求：469億円の内数)

事業内容

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

補助基準額

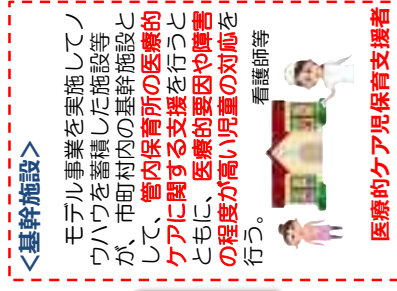
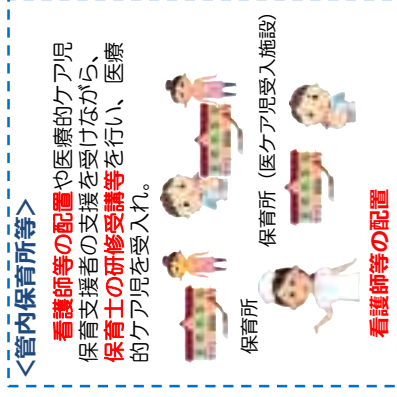
○基本分単価	1 施設当たり	5,290千円
① 看護師等の配置		
○加算分単価	1 施設当たり	300千円
② 研修の受講支援	1 施設当たり	2,170千円
③ 補助者の配置	1 市区町村当たり	2,170千円
④ 医療的ケア保育支援者の配置 (喀痰吸引等研修を受講した保育士が担当場合、130千円を加算)	1 市区町村当たり	560千円
⑤ ガイドラインの策定	1 市区町村当たり	360千円
⑥ 検討会の設置		

実施主体・補助割合《拡充》・事業実績

- 実施主体
都道府県、市区町村
- 補助率

{	国：1/2 ⇒ 2/3《拡充》	}
{	都道府県・指定都市・中核市：1/2 ⇒ 1/3	
{	国：1/2 ⇒ 2/3《拡充》	}
{	都道府県：1/4 ⇒ 1/6、市区町村：1/4 ⇒ 1/6	
- 事業実施
R2（公募ベース）：109か所（171か所）

事業イメージ



教育支援体制整備事業費交付金

令和4年度要求・要望額
(前年度予算額)

29億円+事項要求
14億円)



令和2年度第1次補正予算額 36億円、令和2年度第2次補正予算額 30億円
令和2年度第3次補正予算額 38億円

認定こども園の設置を支援するとともに、**新型コロナウイルス感染症対策**をしっかりと実施しつつ、**幼児を健やかに育むために必要**な**環境整備を推進**する。

1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

- (1) 遊具・運動用具等の整備費用
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、保健衛生用品の購入など、感染症対策の徹底に必要な経費



2 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

教育の質の向上を図るため、教職員等を対象とした研修を支援

1	対象校種	幼稚園、幼稚園型認定こども園、 幼保連携型認定こども園
2	想定人材	幼稚園・認定こども園・保育所の教職員等
3		幼稚園教諭免許状を有しない保育士等
4		学校法人
5		幼稚園、幼稚園型認定こども園

実施主体

都道府県

3 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援

保育教諭を確保するため、保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得を支援

4 認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

認定こども園等に移行する準備に必要な経費を支援



5 ICT環境整備の支援

園務改善をはじめ、オンラインによる教員研修や保育参観、保育動画の配信やアプリを利用した家庭との連絡など、「新たな日常」に対応したICT環境整備を支援



1	補助対象経費	物品等の購入費等
2		研修参加費
3		免許取得受講料等
4		事務職員雇用費等
5		端末・情報システム導入費等

補助割合

1 ~ 4 国 1/2
5 国 3/4

認定こども園施設整備交付金

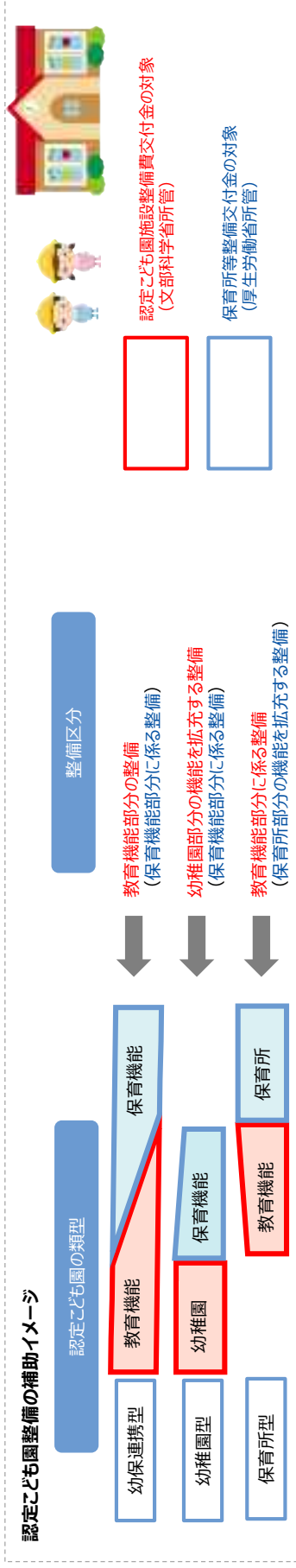
令和4年度要求・要望額 157億円 + 事項要求
(前年度予算額) 25億円



1 認定こども園整備

※令和2年度第3次補正予算額 150億円

- 認定こども園の施設整備に要する費用のうち、幼稚園機能部分に係る費用の一部を補助（新增改築、大規模改修等）



- 感染症予防の観点からの衛生環境の改善に要する費用の一部を補助

トイレ・給食調理場の乾式化、分散保育に対応するための空き教室の空調整備や保育スペースの確保、感染症対策のための間仕切りの設置等

2 幼稚園耐震化整備

園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援

3 防犯対策整備

門、フェンス、防犯カメラ等の設置による防犯対策を支援

対象
校種

私立の幼稚園、保育所、認定こども園

補助
割合

1 3 国 1/2、市町村 1/4、事業者 1/4
2 国 1/2、事業者 1/2

実施
主体

都道府県

補助対象
経費

工事費、実施設計費、耐震診断費等